

大阪市立柴島中学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7(2025)年4月2日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第二条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、めざす生徒像である「○自ら学び、自ら判断し、自ら行動する生徒 ○共に助け合い、共に高めあう生徒 ○自らを律し、思いやりの心を持つ生徒」育成のために「柴島中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

いじめの未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントを以下にあげる。

- ① いじめを絶対に許さない雰囲気作りを構築する。
- ② いじめの未然防止・早期発見に全力を尽くす。
- ③ いじめに関しての家庭や地域との連携を積極的に図る。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について (学力向上アクションプランから)

- ① 解りやすく生徒が興味を持って参加でき、かつ規律ある授業の確立を一人一人の教員が目指す。また家庭での学習習慣が身につくような課題を検討していく。
- ② 特別支援学級の生徒のみならず、配慮を要する生徒にも行き届いた授業の進め方を研究し、実践できるよう努力する。
- ③ 研究授業を積極的に実施し、教員の授業力・指導力の向上を図る。

- ④ その他ＩＣＴの活用、小中一貫教育、習熟度別少人数授業、英語教育の強化などを通して、生徒が積極的に学習できる環境の構築を目指す。
- (2) 自己有用感を高めるために（生徒会活動やキャリア教育の計画等から）
- ① 生徒会を中心とした全校朝礼や委員会活動などを通して、自分以外の者のためにも進んで活動することができる生徒を育成する。
 - ② 職場訪問や職場体験の取組などを通して、人と人とのつながり・絆の重要性を理解させ、実社会における様々な場面で活躍できる生徒を育成する。
 - ③ 各学級・各学年における毎日の生活の中で、全生徒を認め愛情を持って接する姿勢を持つ教員となるよう努力する。
 - ④ 生徒一人一人が、学校、学年、学級にとってかけがえのない存在であることが理解できるような、取り組みを進めていく。今後、生徒が中心になって築き上げていく学校行事（柴中フェスタなど）を通して、生徒が達成感、満足感を高め、自尊感情を向上させられるように取り組みを進めていく。
- (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成
- ① 道徳の年間計画の中に、各学年とも「いじめと人権」に関わる教材を設定する。
 - ② 生徒会活動で、「相手の立場を尊重する」意識の向上に関わる取組を考える。
 - ③ 全校朝礼や学年朝礼など集会の場で、くり返し「いじめを許さない」ことに関する講話を、様々な視点から様々な教員が生徒に向けて行う。また生徒会や学年委員会などからの発信もできるよう指導する。
 - ④ 直接の加害者ではない傍観者という立場であっても、実はいじめに加担しているのだという認識をしっかりと持たせる。
 - ⑤ 特に最近はスマホによるトラブルやケンカが原因と思われる、いじめの増加を踏まえた指導も心がける。ことばのやりとりだけでなく画像の撮影や拡散についても指導が必要。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① あらゆる場面での生徒との関わりの中で、ごくささいな表情の変化や普段とは異なった行動などを見逃さないよう、常に心がける。とくに朝の登校指導や、授業前の短学活での生徒の表情をしっかりと確認し、少しでも普段とは違う何かを感じた場合は、速やかに対応する。

- ② 教育委員会のアンケートを活用し、ほんのわずかないじめの兆候をほのめかす生徒の文章も見逃さず「大丈夫だろう」ではなく「ひょっとしたら悩んでいるのかもしれない」という意識を持って、必ず該当生徒に直接確認をする。
- ③ 少しでもいじめが懸念される場合は、躊躇することなく教員間における縦横の連絡を速やかに行う。
- ④ 日ごろから東淀川警察署少年係、こども相談センター虐待対応や青少年指導員、区役所子育て支援室などと連携を密にしておき、急な場合にもすぐに対応できるよう準備をしておく。
- ⑤ いじめを受けた生徒が周囲に相談しにくい場合も、スクールカウンセラーや虐待ホットラインなど真剣に話を聞いてくれる機関もあるということを普段から連絡しておく。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① 不幸にもいじめの事実を確認した場合は、各学年主任を通して、集団育成部長・生徒指導主事から管理職に報告し、「いじめ防止対策委員会」で指導方針を決定し、教育委員会へと速やかに報告する。
- ② 年度当初の情報交換会や教育相談などを通して、いじめの兆候を見逃さないためにも日ごろの生徒の状況を教員間で常に共有しておく。
- ③ いじめが発生した場合は、被害生徒側の立場に立って指導を実施し、被害生徒とその保護者が納得できる形での指導を心がける。同時に加害生徒には単なる謝罪ですべてが終わるのではなく、どういった態度でこれからの中学校生活を続けていくのか問うことが、重要であることをしっかりと指導する。また、個人が特定されないように注意しながら、学級や学年などにおいていじめについての指導を行う。
- ④ いじめの形態が明らかに暴力的である場合など、警察署をはじめとする関係諸機関にも速やかに連絡し、連携した指導を展開していく。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ① 校長を長とする「いじめ防止対策委員会」を設置し、対応にあたる。

② 構成メンバー

校長・教頭・生徒指導主事・集団育成部長・教務主任・学年主任・養護教諭・当該学級担任・スクールカウンセラー・S S W

※事例によっては該当生徒の学年教員、部活動顧問等を加える

③ 役割

- ・いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動に関わる情報収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いが発生した場合、ある程度の情報がわかった段階で速やかに会議を開く。会議の目的は今後の指導方針と支援方針の決定であるが、同時に情報の共有・関係生徒への事情聴取・保護者への連絡などを確認し分担して迅速に指導に当たる。
- ・必要に応じて、生徒や保護者へのいじめに対する啓蒙活動を考え、実施する。

【年間計画】

【調査等】

- 児童生徒対象いじめアンケート調査 年3回（7月・12月・3月）
- 生活アンケート 年3回（4月・8月・1月）
- 家庭訪問期間 年1回（4月）
- 教育相談を通じた学級担任による児童生徒からの聞き取り調査 不定期(随時)
- 学期末懇談時の保護者への聞き取り調査 年2回（7月・12月）

【研修会】

- 生徒（生活）指導研修会（5月）

（2）保護者や地域・関連機関との連携

- ① 柴島中学校ホームページからの情報発信については、学校行事をほぼ網羅した形で行う。もちろん人権にかかる行事等も含む。
- ② 学年便り・学級便り・生活指導便りなどによる啓蒙活動も適宜行う。
- ③ 地域安全委員会、PTA実行委員会、青少年指導委員会などの会議に学校関係者が積極的に参加し、現状報告を行うことにより地域との連携を図る。
- ④ 学校協議会で現状報告を行い、地域の方の理解と協力を求める。

（3）取組内容の検証

- ① 過去にいじめにかかる事例があった場合は、指導終了後「いじめ防止対策委員会」にて指導方法やその後の状態について検証し、指導・支援方法についての改善を図る。
- ② 年度当初の「運営に関する計画」に基づき、いじめが起こりにくい学習環境が実現できているか、常に確認する。

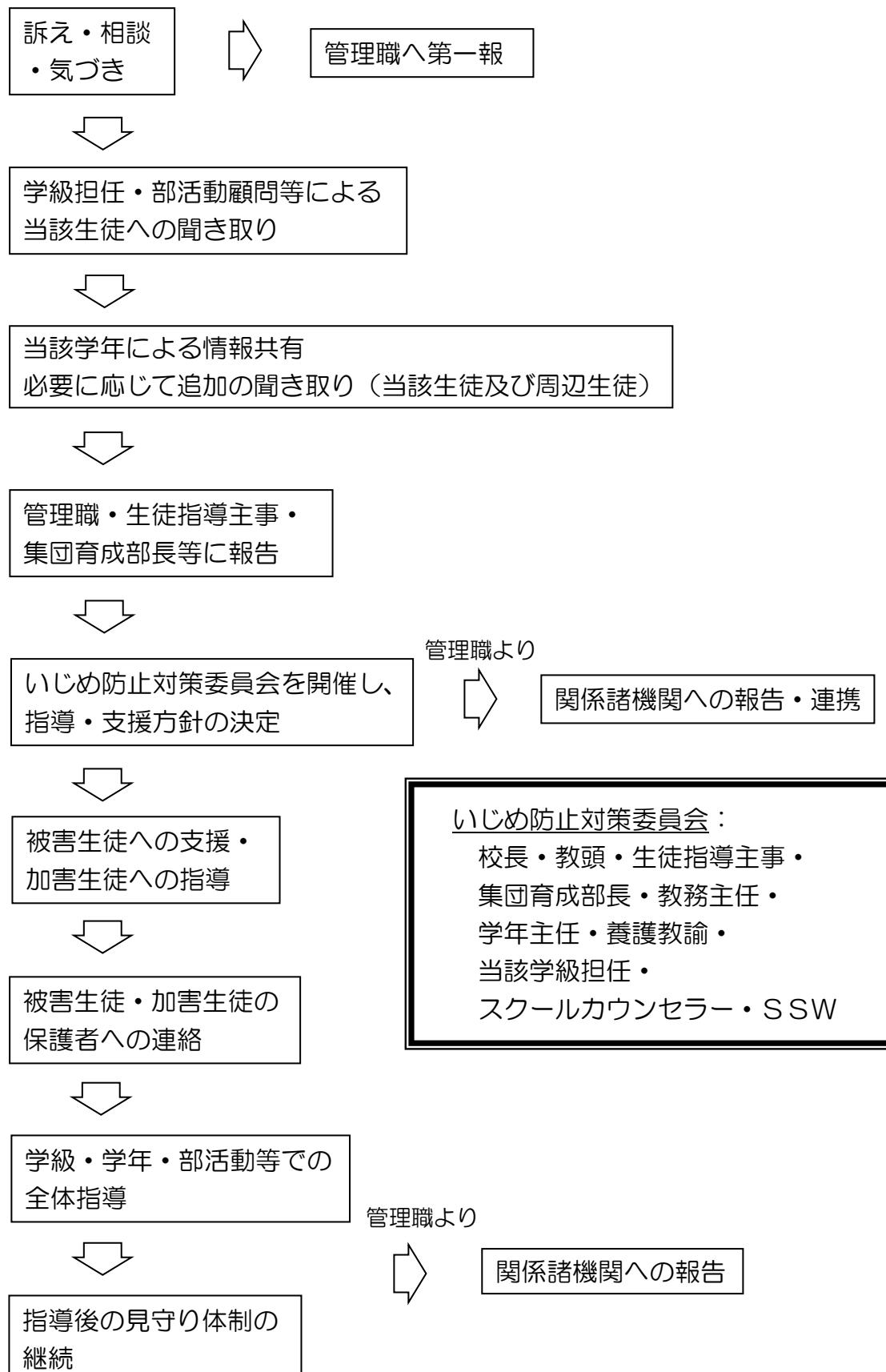
7. 重大事案への対処

- (1) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。
- (2) 学校の対応について
- ① 事実を隠すことなく、指導や支援にあたる。
 - ② 被害生徒に対してはもちろん、加害生徒に対しても丁寧で誠実な対応を心掛ける。
 - ③ 事態の重要性にもよるが、校長・教頭・生徒指導主事・集団育成部長など、窓口の一本化を図る。
- (3) 調査組織の設置や事実関係の明確化について
- ① 「いじめ防止対策委員会」に必要なメンバーを加え、速やかに対策を協議する。
 - ② 明らかになった事実については窓口の担当者を通して発信し、特に被害生徒及びその保護者へは適切な情報提供を心掛ける。
- (4) 教育委員会へは校長を通して速やかに報告し、指示に従う。

8. いじめの解消と校内組織の解散

- (1) いじめが「解消している」状態は、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。
- ① いじめに係る行為の解消
 - ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が判断された場合は、この目安にかかわらず、学校の設置または、学校のいじめ対策委員の判断により、長期の期間を設置するものとする。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- (2) 上記の要件を満たした場合、校長の判断をもって「いじめ防止対策委員会」を解散する。

※ いじめ発見の際のフロー



●相談連絡窓口一覧●

相談先	連絡先	曜日・時間など
大阪市北部こども相談センター	TEL06-6195-4114 Fax06-6195-2314	月曜～金曜 9：00～17：30
児童虐待ホットライン ※17：30以降のご相への連絡も	TEL0120-01-7285 まずは一報、なにわっ子	年中無休 24時間
大阪市こども 相談センター 電話教育相談	こども専用 TEL06-4301-3140	月曜～金曜 9：00～19：00
	保護者専用 TEL06-4301-3141	月曜～金曜 9：00～19：00
	24時間こども SOSダイヤル TEL0120-0-78310 なやみ言おう	24時間
児童相談所全国共通ダイヤル ※最寄りの児童相談所へつながる	TEL189	年中無休 24時間
児童虐待メール相談	http://www.city.osaka.ig.jp	大阪市のホームページから
東淀川区役所(保健福祉センター) 子育て支援室	TEL06-4809-9854	月曜～金曜 9：00～17：30
子ども虐待ホットライン 児童虐待防止協会	TEL06-6762-0088	月曜～金曜 11：00～17：00
大阪法務局 子ども人権110番	TEL0120-007-110	月曜～金曜 8：30～17：15
大阪弁護士会 子ども人権110番	TEL06-6364-6251	水曜 15:00～17:00 第2木曜 18:00～20:00
梅田少年サポートセンター	TEL06-6362-2225	
東淀川警察署(生活安全課少年 係)	TEL06-6325-1234	
大阪保護観察所	TEL06-6949-6240	
家庭裁判所	TEL06-6943-5321	